

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年3月22日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	酒	井	伸	二
同	石	井	茂	隆

28千総総第2542号

平成29年3月15日

千葉市監査委員 清水謙司様  
同 宮原清貴様  
同 酒井伸二様  
同 石井茂隆様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第8号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 道路の改築に伴う損失の補償の事務処理を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局：南生実町 1074 番地先外 2 道路改良工事（中 27-1）、赤井町 18 号線側溝新設工事（中 27-1）、高田町 127 号線外 1 側溝新設工事（緑 27-1）、柏井町 46 号線道路改良工事（26-1）]</p> <p>道路法によると、道路を新設し、又は改築したことにより、当該道路に面する土地について、工作物などを新築し、又は切土若しくは盛土するやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者（以下「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。とされている。</p> <p>また、その損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事 4 件においては、損失を受けた者からの請求及び道路管理者と損失を受けた者とが協議した文書等を残さないまま、民有地側に道路と隣接土地との地盤高の差を処理するのに必要な擁壁等を設置する工事を行っていた。</p> <p>道路の改築に伴う損失の補償の事務処理については、道路法、千葉県予算会計規則、千葉県決裁規程等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>道路の新設又は改築に伴う損失の補償の事務処理については、様式を定めた上で平成 28 年 12 月 1 日に建設局長から工事担当課長等に対し文書で通知し、道路法等を遵守し、補償金に代えて擁壁等の設置工事を行う場合には、損失を受けた者からの請求及び道路管理者と損失を受けた者との協議により、擁壁等の設置工事を行う旨の覚書を取り交わし、竣工後には損失を受けた者に当該擁壁等を引き渡す旨の引渡書及びその受領書を取り交わすよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>イ コンクリートの材料単価を適正に積算すべきもの</p> <p>[建設局：貝塚町宮崎町線道路改良工事（中26-1）、御殿町3号線道路新設工事（26-1）]</p> <p>本市の土木工事積算基準によると、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、最大高さ1メートル以上の擁壁の現場打ちコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55パーセント以下、無筋コンクリートについては60パーセント以下とされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、高さ約5メートルの間知ブロック積擁壁を無筋コンクリートで築造するにもかかわらず、現場打ち部分のコンクリートの水セメント比を60パーセント以下の材料単価を用いず積算していた。</p> <p>コンクリートの材料単価については、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。</p>	<p>コンクリートの材料単価の積算については、平成28年12月1日に建設局長から工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、現場打ちコンクリート工を積算する際に、コンクリートの規格及び単価が適正に選択されているか、確認を促す注意メッセージを表示するように土木工事積算システムを改良し、平成28年12月1日から運用開始した。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 道路上の工事において歩行者(視覚障害者)の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：海浜幕張駅第1自転車駐車場外改修工事(27-1)]</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックは、道路を歩行している視覚障害者に歩行位置や移動方向を案内するための施設であり、千葉県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例に基づき、必要であると認められる箇所敷設されている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、夜間等の作業休止している期間を含め、約30メートルにわたり視覚障害者誘導用ブロック上にカラーコーン等の保安施設を常置しており、視覚障害者の安全な通行が確保されていなかった。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックが設置さ</p>	<p>道路上の工事における視覚障害者の安全確保については、平成28年12月1日に建設局長から工事担当課長等に対し文書で通知し、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている箇所での工事において、視覚障害者の安全かつ円滑な通行の確保を受注者に指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、千葉県建設工事等安全対策委員会の土木部会、道路部会及び下水道部会による工事現場の巡回・巡視における点検内容に「視覚障害者の安全な通行の確保」を項目追加した。</p>

<p>れている箇所での工事については、視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保されたい。</p>	
<p>イ 特定建設作業の実施に係る変更の届出を適正に行うべきもの  [建設局：誉田跨線橋補修工事（緑27-1）、越智新田跨線橋補修工事（緑27-1）、千葉市立朝日ヶ丘小学校擁壁補修工事（27-1）、幕張町弁天町線街路築造工事（27-1）]</p> <p>千葉市環境保全条例によると、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに特定建設作業実施届出書により市長に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事4件においては、工期の延長変更を行い、特定建設作業の実施の期間を延長したにもかかわらず、特定建設作業の実施の期間の変更を届け出ていなかった。</p> <p>特定建設作業の実施の届出については、千葉市環境保全条例に基づき適正に行われたい。</p>	<p>特定建設作業の実施に係る変更の届出については、平成28年12月1日に建設局長から工事担当課長等に対し文書で通知し、千葉市環境保全条例を遵守し、届出内容に変更が生じた場合は、変更の届出を行うことを受注者に指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、土木工事書類作成マニュアル（案）及び千葉市工事成績評定要領における施工プロセスのチェックリスト（土木工事）に特定建設作業の実施の届出に関する項目を追加することとした。</p>
<p>ウ 工事排水に係る届出を適正に行うべきもの  [建設局：栄町1号線（栄町地区）電線共同溝整備工事（中27-1）、下水道排水施設工事（港雨水27-1工区）、下水道排水施設工事（花園雨水27-1工区）]</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱、千葉市土木工事共通仕様書及び千葉市下水道工事共通仕様書によると、受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事3件においては、掘削作業に伴い発生した湧水を汲み上げて下水道等に排出したにもかかわらず</p>	<p>工事排水に係る届出については、平成28年12月1日に建設局長から工事担当課長等に対し文書で通知し、建設工事公衆災害防止対策要綱等を遵守し、下水道等に排水する場合は当該管理者へ届出することを受注者に指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、土木工事書類作成マニュアル（案）に、工事排水に係る届出に関する項目を追加することとした。</p>

<p>らず、当該管理者に届出を行っていません。</p> <p>工事排水に係る届出については、建設工事公衆災害防止対策要綱等に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>エ 高所作業車使用時における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：千葉港黒砂台線外関連整備工事（26-1）]</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に安全带等を使用させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、地下道入口の壁に銘板を取り付けるため高所作業車を用いて作業を行っていたが、作業員は安全带等を使用していなかった。</p> <p>高所作業車を用いて行う作業においては、労働安全衛生規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>高所作業車使用時における作業員の安全確保については、平成28年12月1日に建設局長から工事担当課長等に対し文書で通知し、労働安全衛生規則を遵守し、高所作業車を用いて作業を行なう際、作業員は安全带等を使用することを受注者に指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>